

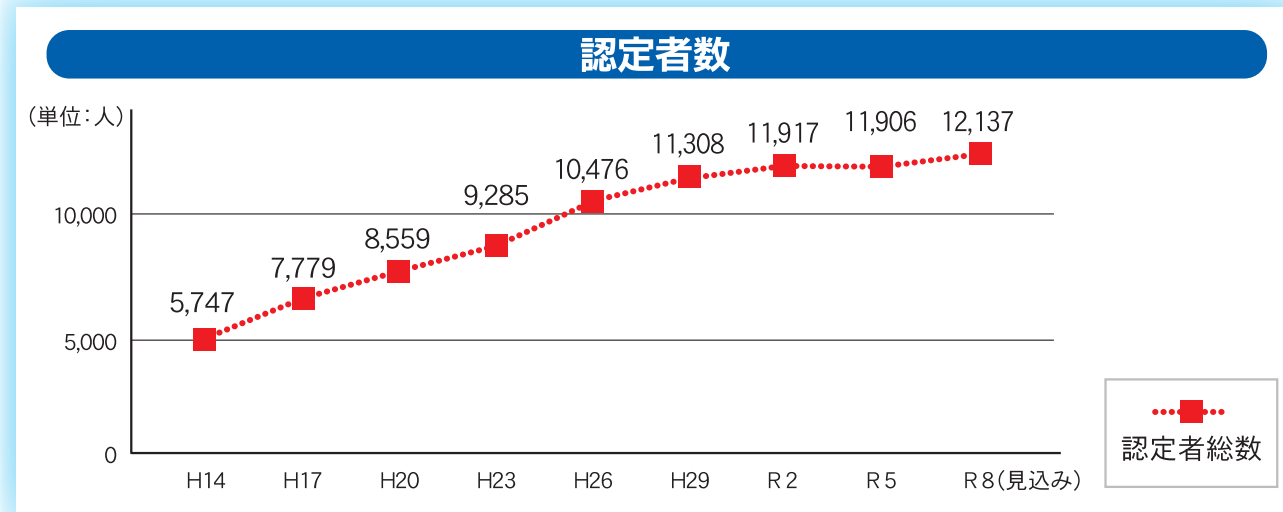


小樽市の状況

第1号被保険者数(65歳以上の方)と認定者総数

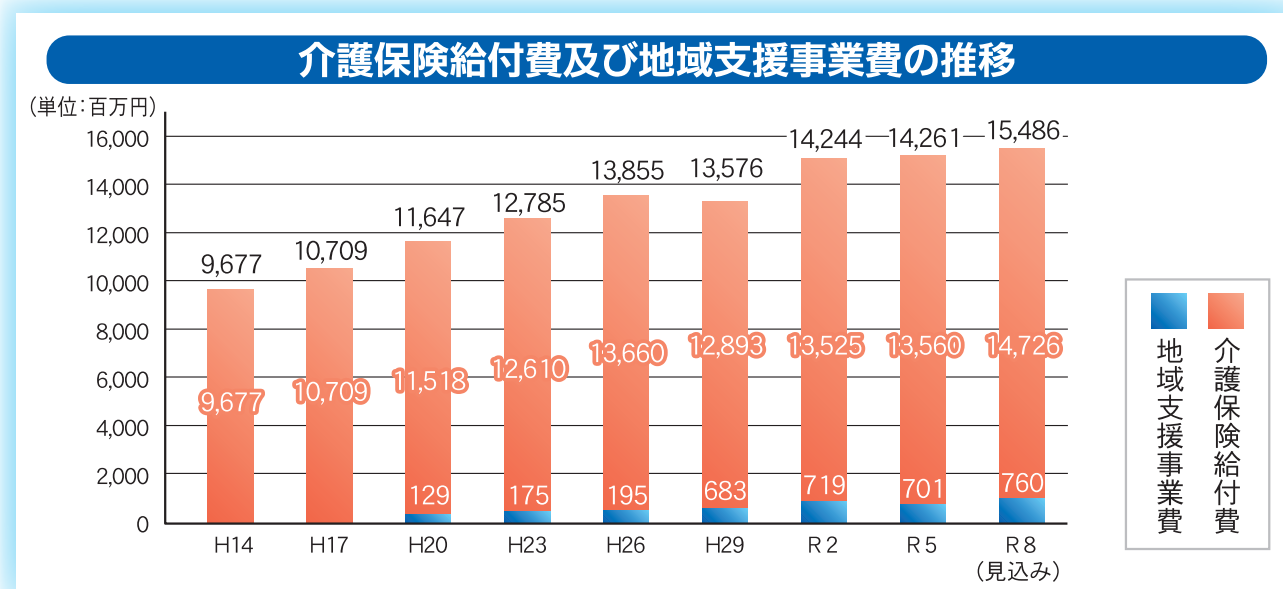
小樽市の第1号被保険者数は令和5年度末で44,137人となっており、今後は徐々に減少していくと予想されます。

一方、要介護及び要支援の認定者数は令和5年度末で11,906人となっており、今後も高齢化の進行に伴い、増加すると予想されます。



介護保険給付費及び地域支援事業費の推移

介護保険給付費及び地域支援事業は、令和5年度決算見込みで約142億6千万円となっており、サービス利用が増えています。



介護保険料の決め方

第1号被保険者(65歳以上の方)

第1号被保険者の介護保険料は、小樽市の介護保険給付及び地域支援事業に係る費用から算出された「基準額」を基に、所得などに応じて段階的に決められます。

.....「基準額」の基本的な算出方法.....

$$\frac{\text{①介護保険給付及び地域支援事業に係る費用} \times \text{②第1号被保険者の負担割合}}{\text{③65歳以上の方の人数}} = \text{④介護保険料の基準額}$$

年額 70,800円
(月額 5,900円)

※市町村によって、介護保険料の基準額は異なります。

①令和6～8年度に必要となる介護保険給付及び地域支援事業に係る費用を見込みます。

※要介護（支援）認定者数の伸びや介護（介護予防）サービスの利用の伸びなどを参考にして見込みます。

小樽市では令和6年度～8年度の3年間で約457億円が必要になると推計しています。（1年度当たりでは約152億円となります。）

③第1号被保険者数で割り、1人当たりの保険料を算出します。

④①～③から小樽市の介護保険料の基準額は年額70,800円(月額5,900円)となります。

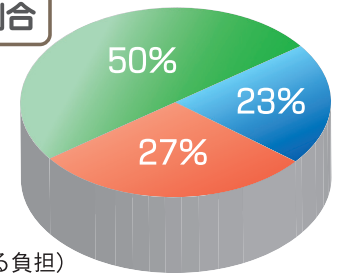
②第1号被保険者の介護保険料でこの内の23%を賄います。

※介護保険給付費の負担割合について、小樽市は、高齢者中の後期高齢者（75歳以上）の割合と高齢者の所得状況の格差を調整する交付金が標準より多く国から交付されているため、実際の負担割合は23%より低くなっています。

※地域支援事業費には第2号被保険者の保険料による負担がなく第1号被保険者の負担割合が23%、公費による負担が77%となっているものがあります。

標準的な負担割合

- 第1号被保険者の保険料
- 第2号被保険者の保険料
- 国、道、市の負担(公費(税金)による負担)



第2号被保険者(40～64歳で医療保険に加入している方)

第2号被保険者の介護保険料は、加入している医療保険(国民健康保険や職場の医療保険)の算出方法によって決められ、医療保険の保険料と一括して納めます。